

職業安定分科会(第188回)	資料3-3
令和4年11月30日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案概要関連資料 (「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」関係)

【〇賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動支援助成金
の見直し】
施策名:労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の見直し

令和4年度第二次補正予算案 制度要求

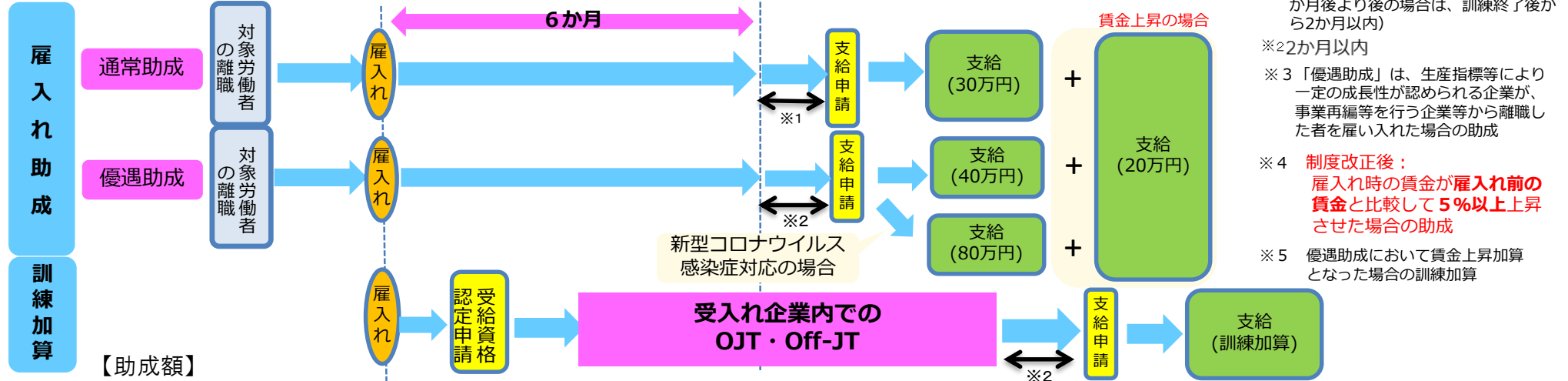
① 施策の目的

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者の早期再就職の実現を図るため、当該労働者を早期に雇い入れた事業主に対して助成を行う。

② 施策の概要

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)について、前職よりも賃金が増加する再就職に対して上乗せ助成を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



雇用助成			通常の助成	優遇助成(※3)
			30万円	40万円
			新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に40万円を加算	
			賃金上昇加算(※4) 20万円を加算	
訓練加算	OJT実施助成		800円/時	900円/時(※5 1,000円/時)
	Off-JT	実施助成	900円/時	1,000円/時(※5 1,100円/時)
		経費助成	上限30万円	上限40万円(※5 上限50万円)

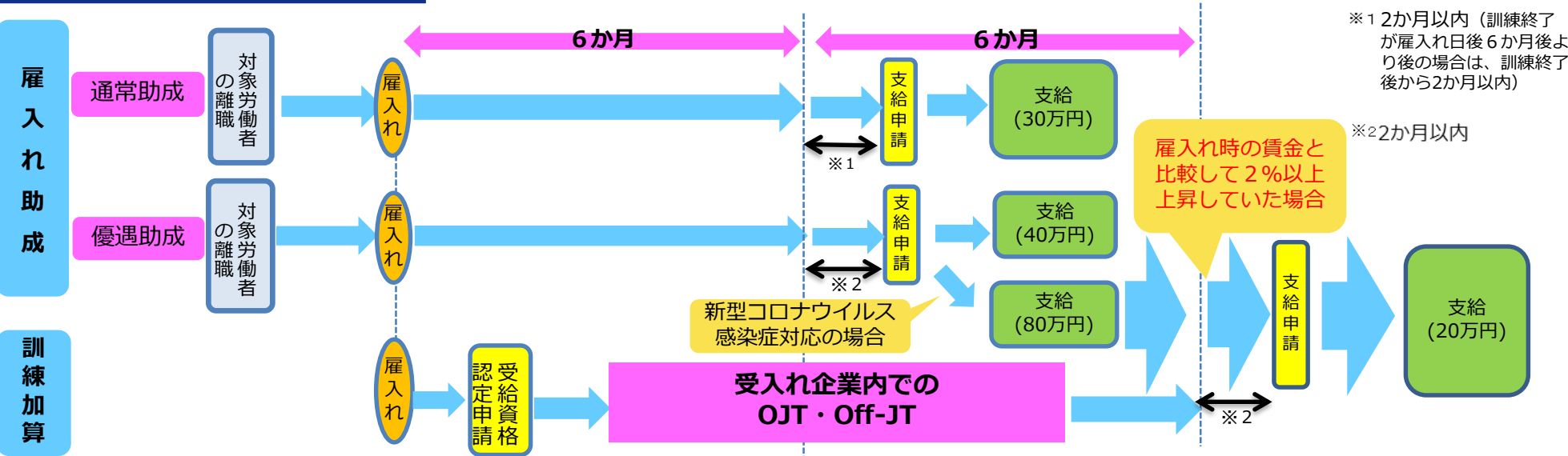
労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

1 事業の目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、早期（離職後3か月以内）に、期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成。また、雇入れ後に訓練を実施した場合、その費用の一部を上乗せ助成。

また、当面の間、優遇助成について、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に、助成額の加算を行うこととする。

2 事業の概要・スキーム



【助成額】（※）「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成

雇入れ助成			通常の助成	優遇助成※
			30万円	40万円
				新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に40万円を加算
				雇入れ1年後の賃金が雇入れ時の賃金と比較して2%以上上昇していた場合(※3)は上記に加えて+20万円
訓練加算	OJT実施助成		800円/時	900円/時(※3 1,000円/時)
	Off-JT	実施助成	900円/時	1,000円/時(※3 1,100円/時)
		経費助成	上限30万円	上限40万円(※3 上限50万円)

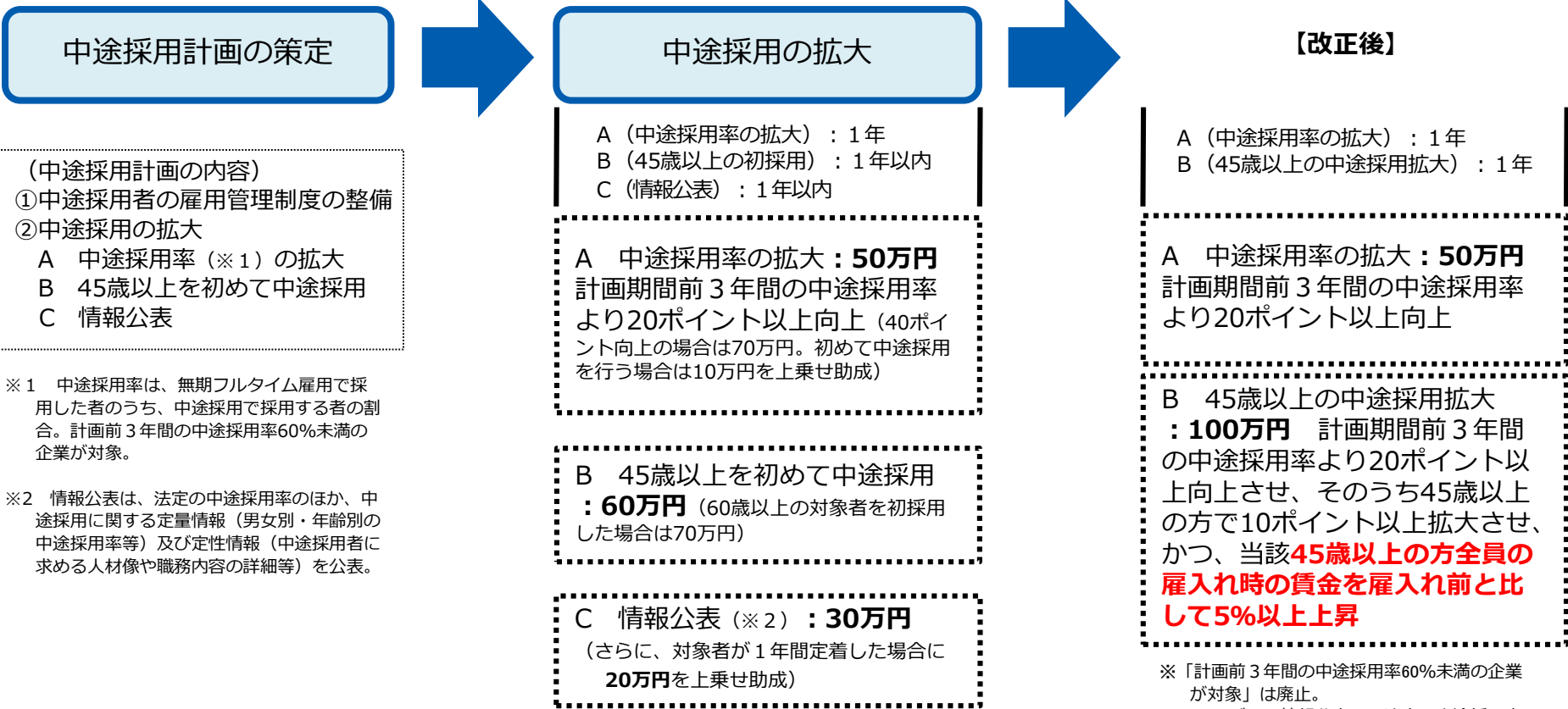
① 施策の目的

中高年齢者等の多様な就労機会の確保や賃金上昇による分配強化を図るため、中途採用の拡大と賃金上昇等を行う事業主に対して助成し、転職・再就職者の採用機会の拡大を図る。

② 施策の概要

中途採用者の拡大について、45歳以上の賃金を前職より引き上げる中途採用を推進するため、要件を追加する見直しを行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



① 施策の目的

労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

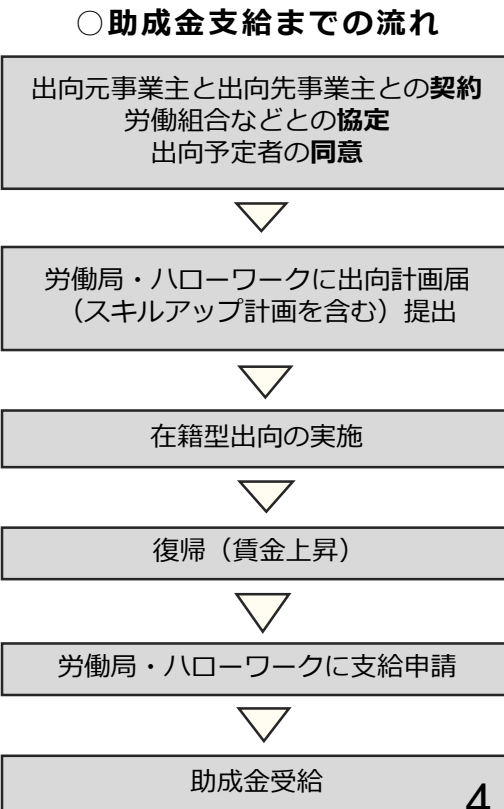
② 施策の概要

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比して5%以上上昇させた事業主(出向元)に対し、当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○助成内容等(従来の雇用維持支援コースとの相違点)

助成率	中小企業 2/3 中小企業以外 1/2 (出向元企業が負担する、出向前賃金の1/2と出向中賃金を比較して何れか低い方を限度とする)
上限額	8,355円(※)／1人1日当たり(1年度1事業所あたり1,000万円) ※1人1日当たりの上限額は、基本手当の日額の最高額
支給対象期間	1か月～1年間(連続した1年間、1人1回まで)
出向労働者の 出向先での賃金額	出向前賃金の100%以上
企業グループ内への出向	対象外
出向労働者の要件	出向前の直近6か月間及び出向復帰後の6か月について、出向、派遣、請負等により出向元事業所以外の事業所で就労した労働者は対象としない
出向先での業務内容	出向労働者を建設業務等の派遣禁止業務に従事させる場合は対象外
生産量要件	設定しない



① 施策の目的

就職困難者の賃上げを伴う労働移動等の実現に向け、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV
		○	

③ 施策の概要

【現行】(1)成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成(通常コースの1.5倍)を行う。

【新規】(2)就労経験のない職業に就くことを希望する 就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主に対して、高額助成(通常コースの1.5倍)を行う。

※ 現行の成長分野以外の分野も対象に追加

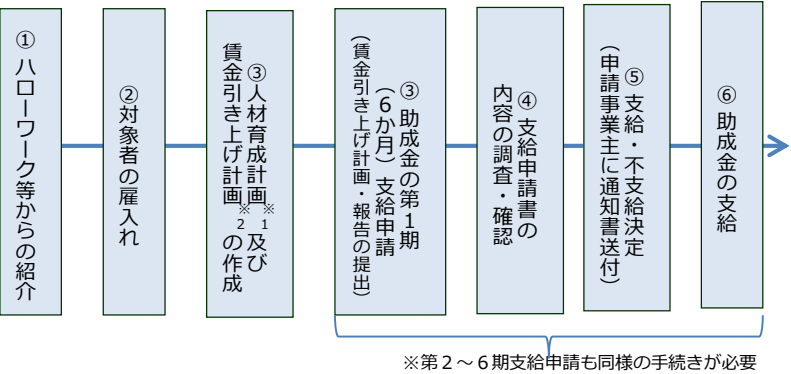
※ 一定の訓練期間・時間数を満たす訓練を実施する場合に限る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象労働者	支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	45[30]万円×2期 (37.5[22.5]万円×2期)
就職氷河期世代不安定雇用者	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	52.5[37.5]万円×2期 (45[30]万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	45[30]万円×4期 (37.5[22.5]万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	60[30]万円×6[4]期 (50[22.5]万円×3[2]期)

・[]内は短時間労働者を雇い入れた場合の支給額。
・()内は中小企業以外の企業に対する支給額。

事業スキーム



※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要
※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間(最大3年)終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就職困難者の就労の促進及び処遇の向上

成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業

令和4年度第2次補正予算額（案）17億円



目的・概要

- 成長分野におけるリカレント教育の推進は教育未来創造会議等の政府会議や、骨太の方針、新しい資本主義実行計画等の政府文書でも求められている。
- そこで、**大学・高等専門学校等**に対し、産業界や社会のニーズを満たす**プログラム開発・実施・横展開に向けた支援**を行う。
- 併せて、大学におけるリカレント教育事業を**定着発展させる**ため、ニーズ把握からプログラム開発を一体的に実施する体制整備を支援する。

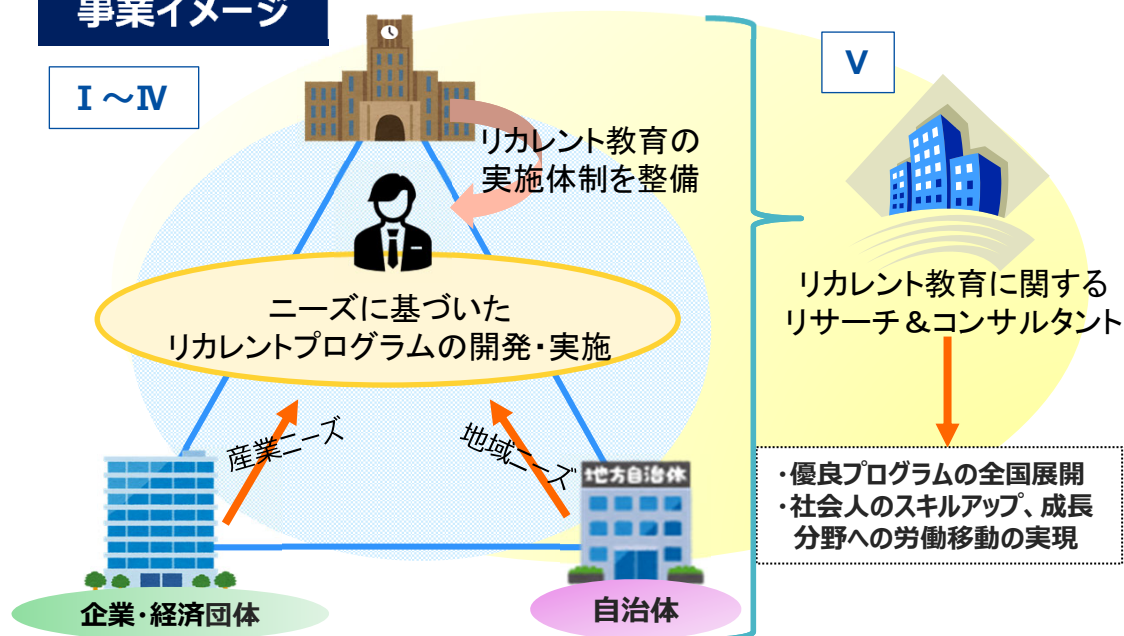
大学が民間企業や社会人に対しても積極的に働きかけ、

- 社会人のキャリアアップ
 - 企業の人的資本投資と生産性の向上
 - 発展し続ける社会を支える大学
- の好循環を構築

事業イメージ

I～IV

V



実施内容

※補助率：2/3（メニューⅠ～Ⅳ）

Ⅰ. デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【40百万円×30拠点×2/3＝8.0億円】

- 主に**就業者**が対象。デジタル分野に強い企業等と連携し、**応用的なDX分野の能力を育成し就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動につなげる。**

Ⅱ. 重要分野のプログラムの開発・実施（リテラシー・リスキル双方）

【20百万円×20拠点×2/3＝2.7億円】

- 主に**就業者・失業者・非正規雇用労働者**が対象。各業界と連携し就職・転職に必要な**基礎的・応用的な重要分野の能力を取得しキャリアアップにつなげる。**

Ⅲ. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【40百万円×10拠点×2/3＝2.7億円】

- 大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野のハイレベル人材を育成し、**イノベーション等に繋げるため、短期間（半年程度）のリカレントプログラムを開発・実施する（他の大学等と共同して申請することも可能とする）。**

Ⅳ. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

【45百万円×9拠点×2/3＝2.7億円】

- 民間企業等との「**組織**」連携のもと、大学院のリカレント教育に係る**組織内改革（リカレントをディプロマ・ポリシーに追加、恒常的な教育実施体制の構築等）や、養成する人材像やスキルセットを明確化したオーダーメイド型のリカレント教育学位プログラムの構築（短期間プログラムのパイロット実施含む）**に向けた支援を実施する。

V. プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【1.4億円・2か所（民間企業等）】

- 大学が行うリカレントプログラムの開発や実施上の課題に対する調査や助言、開発したプログラムの横展開等に関する支援に併せ、**事業の円滑かつ効果的な実施に向けた支援を行う。**